

田原市広告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の財産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに關し、必要な事項を定めることにより、市の新たな財源の確保を図り、もつて市民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主等に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の財産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

ア 公有財産

イ ホームページ

ウ 印刷物

エ その他広告媒体として広告掲載が可能なもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(適正な使用)

第3条 市長は、市の財産を広告媒体として使用するときは、当該財産を地方自治法(昭和22年法律第67号)、田原市財務規則(昭和41年田原町規則第1号)、田原市庁舎管理規則(平成10年田原町規則第35号)その他関係法令等の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

2 市長は、その所管する広告媒体について、屋外に掲出する広告を募集するときは、あらかじめ、当該広告の規格等が愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号)の規定に違反しないものであることを確認した上で行わなければならない。

(広告の規格等)

第4条 市長は、広告掲載に係る次に掲げる事項(以下「広告の規格等」という。)のうち、必要な項目について、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(1) 広告又は広告媒体の規格

(2) 広告の募集数又は広告媒体の数量

(3) 広告掲載の位置

(4) 広告掲載の期間

(5) 広告掲載料又は予定価格

(6) その他市長が必要と認める事項

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとし、募集方法に関する事項は別に定めるものとする。

(1) 市が直接行う方法

(2) 広告代理店等が行う方法

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みを行おうとする者は、広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、広告掲載の期間が満了

した後、引き続いて同じ内容の広告掲載を希望する者が申込みを行う場合は、(2)に掲げる書類の添付を要さない。

- (1) 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
- (2) 法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）
- (3) 広告案、事業計画等の広告掲載に係る書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（広告掲載等の審査）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査する。

（広告掲載の対象等）

第8条 市長は、広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部を含むものであるときは、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- (6) 事実と異なるもの
- (7) 虚偽であるもの又は誤認させるおそれがあるもの
- (8) 責任の所在が不明確であるもの
- (9) 内容が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名を広告するもの
- (11) 比較広告
- (12) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

2 市長は、広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、当該広告を広告掲載の対象としてはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続中の事業者
- (7) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (8) 市税等の滞納がある事業者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員が役員又は経営者である事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は

事業者

3 第1項各号に掲げる内容に係る基準及び業種ごとの基準等は、必要に応じ別に定める。

(審査機関)

第9条 広告掲載等の可否等について審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）及び審査会の下部組織として広告掲載判定会（以下「判定会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 広告掲載の規格等の決定に関すること。

(2) 広告掲載等の可否に関すること（第6条ただし書に該当する場合を除く。）。

(3) その他広告掲載等に関すること。

3 前項の規定に関わらず、審査会は、前項第2号の事項のうち軽微なもの審査については、これを下部組織である判定会に委ね、迅速な審査を行うことができる。

4 判定会は、審査結果について審査会の委員へ報告しなければならない。

5 審査会及び判定会は、別表に掲げる委員で組織する。

6 審査会及び判定会に委員長を置き、審査会の委員長は総務部長を、判定会の委員長は財政課長をもって充てる。

7 審査会及び判定会においては、委員長が議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

9 審査会及び判定会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

10 審査会及び判定会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 委員長は、必要があると認めるときは、当該広告に関する事務を所掌する課等の長又は関係者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

12 審査会及び判定会の庶務は、総務部財政課において行う。

(掲載の決定等)

第10条 市長は、審査会又は判定会の結果を受け、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、掲載の場合は契約書を作成し、又は当該掲載の決定を受けた者から請書を徴することとする。

2 前項の契約書又は請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 掲載の内容（広告媒体、掲載期間又は掲載日）

(2) 契約金額

(3) 掲載の中止

(4) 契約保証金

(5) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(6) その他必要と認める事項

(寄附物品の取扱い)

第11条 広告が掲載された寄附物品については、本要綱を適用し、受入れの可否を含めて市長が判断するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

審査会	防災局長
	企画部長
	総務部長
	市民環境部長
	健康福祉部長
	産業振興部長
	都市建設部長
	上下水道部長
	教育部長
	消防長
判定会	議会事務局長
	企画課長
	広報秘書課長
	財政課長